

保険募集人の権限明示書

2025年4月1日

株式会社 Volante（以下「当社」）は複数の保険会社と募集委託契約をしている乗合代理店です。当社は、下記各社の保険契約締結の代理または媒介を行います。

■生命保険会社（14社 50音順）

- ・アクサ生命保険株式会社
- ・エヌエヌ生命保険株式会社
- ・FWD生命保険株式会社
- ・オリックス生命保険株式会社
- ・ジブラルタ生命保険株式会社
- ・SOMPO ひまわり生命保険株式会社
- ・第一フロンティア生命保険株式会社
- ・チューリッヒ生命保険株式会社
- ・なないろ生命保険株式会社
- ・日本生命保険相互会社
- ・ネオファースト生命保険株式会社
- ・はなさく生命保険株式会社
- ・マニユライフ生命保険株式会社
- ・メットライフ生命保険株式会社

権限の明示

■生命保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社との生命保険契約の媒介を行うものであり、契約締結の代理権はありません。

また、生命保険募集人には告知受領権はありません。告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師のみが有しております。

生命保険募集人に口頭でお話しいただいても告知したことにはなりませんので、告知書面へのご記入をお願いいたします。

なお、保険契約は、保険会社が承諾した時に有効に成立します。